

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

VI 権利闘争

1 官公労働者のスト権立法

野党四党のスト権立法化作業中間報告

社会、公明、民社、社民連の四党は一九八一年一〇月に合意した「労働基本権確立のための基本要綱」(本年鑑第五三集一九八三年版二九八頁参照)にもとづき、実務者レベルで八二年四月七日以降八四年三月五日にかけて四回の会合を重ね、スト権立法化の作業をつづけてきたが、八四年五月これまでの討議経過をまとめた中間報告を公表した。

中間報告は総評、同盟の機関会議に報告されたが、今後労働団体の考えなどを聞いたうえ意見調整をおこなう予定であるという。

従来、官公労働者のストライキをめぐる対立してきた各党が争議権を付与するという前提で共同テールについており、今後の合意形成に向けた各党、各労働団体の動きが注目される。

四党の一致点・不一致点

中間報告がまとめた討議項目ごとの一致点、不一致点は以下のとおりである。

【ストに至る民主的手続き】

スト賛否投票については、労組法の規定と同様、組合員の過半数の賛成とすることで合意。交渉経過の公表主体は労使または第三者機関とし、公表するかしないかは、それぞれの自主的判断に委ねることで意見が一致した。また、ストの事前連絡問題では、労調法と同じく十日前ということ合意したが、方法については議論がなかった。

【緊急調整制度】

労調法の制度を基盤とするか、法の改正を必要とするかという問題では、現行の労調法に基盤を置くことで各党の合意ができた。発動の要件については、労調法の規定を準用する規定を設けることにしたが、安易な発動を防ぐため、労調法の発動要件を厳守させる考え。

発動の主体は労調法どおり総理大臣とし、発動によるスト禁止期間は三十日間とすることで合意ができた。しかし、発動にあたっての手続き面で「発動に当たって公労委の賛成を必要とする」と主張する社会党と「総理の自主的判断にまかし、拘束すべきでない」と主張する民社党とで意見が一致していない。

【強制仲裁制度】

この問題については「任意仲裁は認めない」とする社会党と「原則は任意仲裁であるが、例外的にストップ令に伴う強制仲裁への移行を認める」民社党とで調整がついていない。

【当事者能力の向上】

社会党の主張は「給与改善費の年度当初予算は前年度実績とするなど、当事者能力拘束の規定を緩和させる」である。しかし、民社党は「スト権を付与するなら給与総額でしぼることはない。合理化努力、生産性向上努力が反映されるシステムを考えるべきだ」との主張であり、調整をみていない。

【公企体の特殊性】

事業の特殊性が労働基本権に、どう関係するか検討した結果、事業の性格によって労働基本権付与を議論すべきでなく、ストライキが国民生活に与える影響度によってスト規制問題を考えるべきである——と合意をみた。

【団交の範囲】

討議の結果、二つの案に集約されたが、一方は「管理運営事項であっても労働条件に関わる事項は団交の対象とする」説であり、他方は「労働条件はすべて団体交渉の対象である。また、管理運営事項は労使の協議とする」である。

この問題についてはさらに討議を続け、調整を行なうことにした。

【調停前置主義】

ストはなすべき手段を尽した後であるから前置主義をとるべきだ、という意見と、民間の実態はほとんど前置の協約はなく、労調法にも定めがなく、義務づけることは交渉を形骸化するとの意見が出され保留となった。その他にも調停と仲裁を同効力にする意見や、前置の代わりに冷却期間を設けてはどうか、などの提案もあった。

【民事・刑事免責】

違法ストとされる政治ストをめぐり意見が交わされるにとどまり、具体案はまだ合意されていない。

日本労働年鑑 第55集 1985年版
発行 1984年12月15日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 労働旬報社
2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
